

環境情報検証報告書

セイコーエプソン株式会社 御中

1. 検証の対象

一般財団法人日本品質保証機構(以下、「当機構」という。)は、セイコーエプソン株式会社が作成した「2019年度全社環境データ(スコープ1、2、水データ)」、「Scope3算定報告書(2019年度)」(以下、「算定報告書」という。)に記載された2019年度のスコープ1、2、3のGHG(温室効果ガス)排出量(エネルギー起因はその消費量を含む。)及び水使用量が、同社により作成された「環境データ算定ガイドライン」(以下、「算定ルール」という。)に準拠し、正確に測定、算出されていることについて第三者検証を行った。2019年度とは、2019年4月1日～2020年3月31日までの期間をいう。検証の目的は、「算定報告書」を客観的に評価し、同社のスコープ1、2、3のGHG排出量及び水使用量の算定の信頼性をより高めることにある。

2. 実施した検証の概要

当機構は、スコープ1、2、3のGHG排出量については「ISO14064-3」に準拠して、水使用量については「ISAE3000」に準拠して検証を実施した。本検証業務の対象活動範囲は、スコープ1、2のGHG排出量(エネルギー起因及び温暖化物質起因、エネルギー起因はその消費量を含む。)とスコープ3のうちカテゴリ1(購入した物品・サービス)及び11(販売した製品の使用)のGHG排出量、並びに水使用量であり、保証水準は「限定的保証水準」、重要性の量的判断基準値は総排出量の5%とした。また、本検証業務の対象組織範囲は、スコープ1、2及び水使用量については国内33拠点、海外37拠点、スコープ3についてはエプソングループとした。検証では、本社において、「算定ルール」の確認を実施し、スコープ1、2及び水使用量については、サンプリングにより顧客の指定により選定した国内3拠点にて現地検証を行った。現地検証では、算定対象範囲の確認、排出源及びモニタリングポイントの確認、算定集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。スコープ3については、本社において、算定対象範囲の確認、算定シナリオとアロケーションの確認、算定集計体制の確認、排出量データについて根拠資料との突き合わせを行った。

3. 検証の結論

検証の対象とした、「算定報告書」の2019年度のスコープ1、2、3のGHG排出量及び水使用量において、「算定ルール」に準拠せず、正確に算定されていない事項は発見されなかった。

4. 留意事項

「算定報告書」の作成責任はセイコーエプソン株式会社にあり、スコープ1、2、3のGHG排出量及び水使用量の検証の責任は当機構にある。セイコーエプソン株式会社と当機構との間には、特定の利害関係はない。

東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

一般財団法人日本品質保証機構

理事 浅田純男

